

【ポスター発表】

成年後見制度における補助利用を妨げる要因に関する一考察

○ 中京学院大学 氏名 佐藤千恵 (会員番号 006759)

キーワード3つ: 成年後見制度・補助・法人

1. 研究目的

成年後見制度における「法定後見制度」には、判断能力の低下割合に応じて、程度の重い順から㊸後見、㊹保佐、㊺補助の3種類の支援内容が用意されている。最高裁判所事務総局家庭局が毎年公表する『成年後見関係事件の概況』によれば、全国では、法定後見のなかで後見類型の利用が圧倒的に多い。それに次いで保佐類型、補助類型と続く。特に、補助類型の利用率は低調である。年々補助の利用者数は増加傾向にはあるが、平成26年12月末日時点で成年後見制度の利用者総数のうち補助はいまだ1割にも満たない。

しかし、判断能力の低下が進行するにつれて補助から保佐、後見へと支援内容も移行していくのであれば、入り口ともいえる補助類型の利用割合が最も高くなることが想定される。日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者は平成22年には280万人であったとされることから、潜在的に被保佐人・被補助人に該当する者は相当に多いものと推測できる。それにもかかわらず、保佐・補助類型の利用件数が後見類型の件数を大きく下回る状況は、成年後見制度が適切かつ十分に利用されていないことを示すものといえる。

成年後見制度の今後のあり方を検討していくためには、全国的な類型別利用者等の実情を調査し後見類型以外の利用を妨げる要因を明らかにする必要がある。まず本研究では、特に利用率が低いとされる補助類型に着目し補助の実効性を示す一例を取り上げ、補助類型の利用を促進する要件の抽出を通じて利用を妨げる要因を明確化することを目的とした。

2. 研究の視点および方法

全国統計データ（『成年後見関係事件の概況』）および後見人等の担い手とされる法人の公表データ等の比較から、X家庭裁判所Y支部管轄で成年後見関係事件に関与する法人Z（市町村からの委託あり）の取り組みに着目することとした。Y管轄における補助類型の利用率は全国比率に対して高い値を示しているとともに、法人Zによる補助類型の受任率は他の法人の公表データ等と比較しても高い数値である。そのため、法人Zの取り組みは補助制度の実効性を示す例として参考になるものとする。方法は、後見事務等担当者に対するインタビューによった。インタビューは半構造化面接法により実施した。60分程度、被面接者の自由な回答を尊重しながら面接項目に沿って質問を行い、同意のうえでメモ等の記録を行った。

3. 倫理的配慮

法人Zには、研究内容について説明し、法人の概要および取り組みに関して発表予定で

ある旨を伝え同意を得た。「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」に従い、公表の同意を得た部分以外は匿名性に十分配慮した。

4. 研究結果

インタビュー調査から得られた結果は以下のとおりであった。

①できる限り制約のない自立した生活支援を目的とした活動

成年後見制度の利用が必要であっても、その申立ての支援をする際にまずは制限の少ない補助類型の利用を考える。その結果、自ずと補助開始審判の申立てが増えることとなる。

②補助による支援の有用性に関する認知度の上昇

補助類型の支援に関しては新たな制度ということもあって、支援の有用性があまり理解されていない。補助類型による支援の効果が法人Zの取り組みによって実感されることが、年々、類似案件の増加に繋がってきている。

③時間・費用負担の軽減の工夫

被補助人に対しては、自己決定を尊重しつつ個々の事情に応じたきめ細かな支援が求められるので、煩雑な事務執行が多く、3類型のなかで最も時間・費用の負担が大きい。在宅者の支援については複数人の一括訪問により交通費の費用負担を軽減する等の工夫をしている。

④受任機関としての適格性維持

権利侵害に対応する必要がある事案もあるので、客観的に適切な判断・決定を担保するために、ケース検討会（弁護士・司法書士・福祉関係者等多職種が参加）を毎月実施している。また、利益相反の防止措置、不正受給・横領等予防のチェック体制を確立している。

5. 考察

本研究の結果から、補助類型の利用を促進する要件として次の2つを挙げることができる。1つは、補助利用の契機の付与（補助利用前の段階）であり（要件①）、もう1つは、補助人の受け皿の適格性（補助利用後の段階）である（要件②）。やはり要件①の充足には、補助利用前の段階から制約の少ない支援を教示しうる支援者の存在、利用者側の補助に関する正確な情報の獲得が不可欠ということになる。また、要件②の充足には、補助人として時間・費用負担に対処しうる存在、被補助人を適切に支援するための適格性を維持するシステムを確立している存在であることが求められる。

裏返せば、㉠制約の少ない支援を教示しうる支援者が周囲に存在しない、㉡利用者側の補助に関する正確な情報が獲得できない、㉢補助人として時間・費用負担に対処しうる存在が不足している、㉣被補助人を適切に支援するための適格性を維持するシステムを確立している存在が不足している、ということが補助類型の利用を妨げる要因と考えられる。

もともと、本研究では補助の実効性を示す一例から手がかりを得たにすぎない。今後は、利用者も含め他の対象者から別の方法等を用いて要因を検証したい。また、保佐類型に関しても改めて調査研究を行う必要があると考えている。